

福岡高等裁判所 平成●●年（○○）第●●号 所得税更正処分等取消請求控訴事件
国側当事者・国（行橋税務署長）

平成26年9月18日棄却・上告・上告受理申立

（第一審・福岡地方裁判所、平成●●年（○○）第●●号、平成25年10月24日判決、本資料
263号－196・順号12320）

判	決
控訴人	甲
同訴訟代理人弁護士	田中 雅敏 柏田 剛介
被控訴人	国
同代表者法務大臣	馬場 みどり
処分行政庁	行橋税務署長 石崎 幸村
同指定代理人	菱川 みお 山本 理一郎 小倉 大助 大澤 要 高島 敏雄 大坪 正宏 福島 寛子

- 主 文
- 1 本件控訴を棄却する。
 - 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

- 事 実 及 び 理 由
- 第1 控訴の趣旨
- 1 原判決を取り消す。
 - 2 (1) 行橋税務署長が、控訴人に対し、平成22年2月15日付けでした、平成18年分の所得税に係る更正処分のうち、課税総所得金額0円、納付すべき税額－（還付すべき税額）128万3400円を超える部分並びに過少申告加算税賦課決定処分及び重加算税賦課決定処分（ただし、いずれも平成23年6月9日付け裁決により一部取り消された後のもの）を取り消す。
(2) 行橋税務署長が、控訴人に対し、平成22年2月15日付けでした、平成19年分の所得税に係る更正処分のうち、課税総所得金額0円、納付すべき税額0円を超える部分並びに過少申告加算税賦課決定処分及び重加算税賦課決定処分（ただし、いずれも平成23年6月9日付け裁決により一部取り消された後のもの）を取り消す。
(3) 行橋税務署長が、控訴人に対し、平成22年2月15日付けでした、平成20年分の所得

税に係る更正処分のうち、課税所得金額0円、納付すべき税額0円を超える部分並びに過少申告加算税賦課決定処分及び重加算税賦課決定処分を取り消す。

- (4) 行橋税務署長が、控訴人に対し、平成22年2月15日付けでした、平成18年1月1日から平成18年12月31日までの課税期間の消費税に係る更正処分のうち、課税標準額1億8999万7000円、納付すべき消費税額－（還付すべき税額）81万7400円を超える部分及び平成18年1月1日から平成18年12月31日までの課税期間の地方消費税に係る更正処分のうち、課税標準となる消費税額16万7900円、納付すべき地方消費税額－（還付すべき税額）20万4400円を超える部分並びに過少申告加算税賦課決定処分及び重加算税賦課決定処分を取り消す。
- (5) 行橋税務署長が、控訴人に対し、平成22年2月15日付けでした、平成20年1月1日から平成20年12月31日までの課税期間の消費税に係る更正処分のうち、課税標準額2億7202万1000円、納付すべき消費税額0円を超える部分及び平成20年1月1日から平成20年12月31日までの課税期間の地方消費税に係る更正処分のうち、課税標準となる消費税額0円、納付すべき地方消費税額0円を超える部分並びに過少申告加算税賦課決定処分及び重加算税賦課決定処分を取り消す。
- (6) 行橋税務署長が、控訴人に対し、平成22年2月15日付けでした、平成19年1月1日から平成19年12月31日までの課税期間の消費税に係る更正処分のうち、課税標準額2億0278万3000円、納付すべき消費税額8万5500円を超える部分及び平成19年1月1日から平成19年12月31日までの課税期間の地方消費税に係る更正処分のうち、課税標準となる消費税額8万5500円、納付すべき地方消費税額2万1300円を超える部分並びに重加算税賦課決定処分を取り消す。
- (7) 行橋税務署長が、控訴人に対し、平成22年2月15日付けでした、平成18年分以降の所得税の青色申告承認の取消処分を取り消す。

3 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人の負担とする。

第2 事案の概要（略称等は原判決の例による。）

- 1 本件は、控訴人が売上げの一部を収入金額から除外したなどとして処分行政庁が控訴人に対してした本件各処分が、控訴人が上記売上げを除外したのは福岡国税局の担当者からその旨指導を受け、同指導を信頼してこれに従ったためであり、それにもかかわらず本件各処分を行うことは租税行政上の信義則に反して違法であるとして、控訴人が、本件各処分（ただし、一部につき裁決により一部取り消された後のもの）の取消しを求めている事案である。

原審は、本件各処分は、信義則違反により違法であるということとはできないとして、控訴人の請求をいずれも棄却した。

そこで、これを不服とした控訴人が、上記第1記載のとおり控訴した。

- 2 本件における前提事実並びに争点及びこれに関する当事者の主張は、次のとおり補正するほかは、原判決の「事実及び理由」欄の第2の2及び3のとおりであるから、これを引用する。
 - (1) 6頁25行目の「争点及びこれに対する当事者の主張」を「争点及びこれに関する当事者の主張」に改める。
 - (2) 8頁2行目の「及び同年3月6日に修正申告をした後に」を削り、9行目の末尾に「なお、1回目調査担当者は、同年3月6日に控訴人が修正申告をした後にも本件指導内容を改めて確認する旨の発言をした。」を加える。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、本件各処分は、信義則違反により違法であるということとはできないから、控訴人の本訴請求はいずれも理由がないものと判断する。その理由は、後記2のとおり補正するほかは、原判決第3に記載のとおりであるから、これを引用する。
- 2 原判決の補正
 - (1) 11頁11行目の「1」を削り、12頁24・25行目の「本件各処分により」の次に「加算税の賦課はあるものの」を加える。
 - (2) 13頁24行目の「主張していたにもかかわらず」の次に「(訴状8頁、平成23年11月24日付証拠説明書3頁)」を、25行目の「陳述するや」の次に「(平成24年3月19日付準備書面5、14、15頁)」を、25・26行目の「変遷させており」の次に「(平成24年7月17日付準備書面3頁)」を加える。
 - (3) 15頁10行目の「介して」の次に「平成18年1月30日ころ」を加え、18行目の「丁」を「C(丁)」に、20行目の「原告の姉である戊」を「控訴人の妻である旧姓戊」に改める。
 - (4) 16頁10行目の次に改行のうえ次のとおり加え、11行目の「オ」を「カ」に改める。
「オ 他方、1回目調査担当者の3名は、いずれも、本件指導についてこれを否定する供述をしている(乙10、11、29)。」
- 3 よって、控訴人の本訴請求はいずれも理由がないからこれを棄却すべきであり、これと同旨の原判決は相当であって、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

福岡高等裁判所第5民事部

裁判長裁判官 一志 泰滋

裁判官 金光 健二

裁判官 小田島 靖人